

令和2年6月12日
【外務省・厚生労働省】

【概要書】

2019年の国際労働機関（ILO）第108回総会において採択された
「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」及び
「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する勧告」
に関する報告書の国会提出について

標記の報告書を衆議院議長に提出致しました。

連絡先は省略。

2019年の第108回国際労働機関(ILO)総会において採択された条約・勧告に関する報告書の国会報告について

ILO憲章に基づく国会報告

- ILO憲章において、各加盟国は、条約・勧告が新たに採択された場合、1年以内に、権限のある機関に当該条約・勧告を提出することとされている。
- 我が国の場合は、閣議決定の上、国会に報告している。

今回の報告の概要

- 2019年6月のILO総会において採択された条約及び勧告の内容等(※)について、ILO憲章に基づき、国会に報告するもの。

※条約及び勧告の主な内容

「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」

「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する勧告」

仕事の世界における暴力及びハラスメントが容認することができないものであり、かつ、適切な仕事と両立しないものであることを認識しつつ、仕事の世界における暴力及びハラスメントの定義、当該暴力及びハラスメントの防止及び撤廃のために加盟国がとるべき措置等について規定したもの。